

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令 参照条文

- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）第一条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄） 1
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄） 10
- 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）（抄） 11
- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）（抄） 12
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（抄） 12
- 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）（抄） 17

○ 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）第一条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）

第三条の二 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、拳銃の銃身、機関部体、回転弾倉又はスライド（以下「拳銃部品」という。）を所持してはならない。

一 六（略）

2・3（略）

（発射の禁止）

第三条の十三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、乗合自動車その他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物（以下この条において「道路等」という。）に向かつて、又は道路等において銃砲等を発射してはならない。

一 三（略）

四 次条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途（有害鳥獣駆除の用途にあつては、政令で定める有害鳥獣駆除（次号及び第六号において「特定有害鳥獣駆除」という。）以外の有害鳥獣駆除（第十条第二項第一号及び第三号において「一般有害鳥獣駆除」という。）の用途に限る。）に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）をする場合。ただし、許可に係る猟銃がライフル銃（銃腔まうらに腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えるものをいう。以下同じ。）である場合において、第五条の二第四項第一号ロに該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。

五 次条第一項第一号又は第二号の規定により有害鳥獣駆除、人命救助、動物麻酔又は道路等に向かつて若しくは道路等（射撃場を除く。）において銃砲を発射する必要がある産業として政令で定めるもの（第七号及び第三十一条の十一第一項第三号ロにおいて「特定銃砲使用産業」という。）の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者が、当該用途（有害鳥獣駆除の用途にあつては、特定有害鳥獣駆除の用途に限る。）に供するため、当該許可に係る銃砲を使用する場合

六 次条第一項第一号又は第二号の二の規定により有害鳥獣駆除、動物麻酔又は道路等に向かつて若しくは道路等（クロスボウ射撃場を除く。）においてクロスボウを発射する必要がある産業として政令で定めるもの（次号及び第三十一条の十一第一項第三号ハにおいて「特定クロスボウ使用産業」という。）の用途に供するためクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途（有害鳥獣駆除の用途にあつては、特定有害鳥獣駆除の用途に限る。）に供するため、当該許可に係るクロスボウを使用する場合

七 (略)

(許可)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲等又は刀剣類ごとに、その所持について、住所を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

一 (略)

二 人命救助、動物麻酔、と殺又は漁業、建設業その他の産業の用途に供するため、それぞれ、救命索発射銃若しくは救命用信号銃、麻酔銃、と殺銃又は捕鯨砲、もり銃若しくは捕鯨用標識銃、建設用びよう打銃若しくは建設用綱索発射銃その他の産業の用途に供するため必要な銃砲で政令で定めるものを所持しようとする者

二の二 五 (略)

五の二 年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の指導に従事する猟銃等射撃指導員で、当該指導の用途に供するため空気銃を所持しようとするもの

五の三 十 (略)

2 5 (略)

(許可の基準)

第五条 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、許可をしてはならない。

一 十八歳に満たない者（空気銃の所持の許可を受けようとする者で、国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦されたものにあつては、十四歳

に満たない者)

二 (略)

三 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他銃砲等若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病氣として政令で定めるものにかかっている者又は介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症である者

四 十八 (略)

2 5 (略)

(猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例)

第五条の二 (略)

2 5 (略)

6 都道府県公安委員会は、第四条第一項第五号の二の規定による許可の申請に係る空気銃が空気拳銃である場合には、当該空気拳銃の所持の許可を受けようとする者が年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気拳銃射撃競技のための空気拳銃の射撃の指導に従事する者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者でなければ、許可をしてはならない。

7 (略)

(技能検定)

第五条の四 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとするもの(第五条の二第三項各号のいずれかに該当する者を除く。)に対し、都道府県公安委員会が指定する猟銃を使用して、その所持しようとする種類の猟銃に係る猟銃の操作及び射撃に関する技能検定を実施するものとする。ただし、第五条(第一項第一号及び第二項から第四項までを除く。)及び第五条の二(第三項、第六項及び第七項を除く。)の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者は、技能検定を受けることができない。

2・3 (略)

(猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習)

第五条の五 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で現に第四条第一項第一号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているものを受講者として、当該種類の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を行うも

のとする。

2 3 4 (略)

(許可の失効、許可証の返納及び仮領置)

第八条 (略)

2 3 8 (略)

9 第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合においては、当該仮領置した銃砲等又は刀剣類は、政令で定めるところにより、都道府県公安委員会において、売却することができる。ただし、当該銃砲等又は刀剣類で、売却することができないもの又は売却に付しても買受人がないと認められるものは、廃棄することができる。

10 (略)

第八条の二 (略)

2 3 (略)

4 前条第九項及び第十項の規定は、第二項の規定により仮領置した拳銃部品について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項」とあるのは「次条第二項」と、「前項」とあるのは「次条第三項」と読み替えるものとする。

(射撃教習)

第九条の五 第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者(第五条の二第三項各号のいずれかに該当する者を除く。)は、第五条の四第一項の技能検定を受ける場合を除き、教習射撃場において射撃教習(教習射撃指導員が政令で定めるところにより次条第二項の教習用備付け銃を使用して行う猟銃の操作及び射撃に関する技能の教習をいう。以下同じ。)を受けなければならない。

2 3 5 (略)

(教習射撃場の指定の解除等と教習用備付け銃の仮領置)

第九条の八 (略)

2 3 4 (略)

5 第八条第九項及び第十項の規定は、第三項の規定により仮領置した猟銃について準用する。この場合において、同条第九項中

「第七項」とあるのは「第九条の八第三項」と、「前項」とあるのは「第九条の八第四項」と読み替えるものとする。

(練習射撃場の指定の解除等と練習用備付け銃の仮領置)

第九条の十二 (略)

2・3 (略)

4 第八条第九項及び第十項の規定は、第二項の規定により仮領置した猟銃又は空気銃について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項」とあるのは「第九条の十二第二項」と、「前項」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとする。

(年少射撃資格の認定)

第九条の十三 政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で十歳以上十八歳未満であるものうち、指定射撃場において、第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の指導の下に当該空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の練習を行い又は当該空気銃射撃競技に参加するため、当該猟銃等射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持しようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その住所、氏名及び生年月日、当該猟銃等射撃指導員の氏名その他の内閣府令で定める事項を記載した認定申請書及び内閣府令で定める添付書類を提出して、その資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が次の各号のいずれかに該当するとき及び認定申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときを除き、その認定を行うものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

第十条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、政令で定める場合を除き、政令で定める者に当該許可に係る空気銃又は拳銃(当該拳銃に係る拳銃部品及び当該拳銃に適合する拳銃実包を含む。次項において同じ。)の保管を委託しなければならない。

一 第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受けた者のうち十四歳以上十八歳未満である者

二 第四条第一項第四号の規定による拳銃の所持の許可を受けた者

三 第四条第一項第四号の規定による空気拳銃の所持の許可を受けた者のうち十四歳以上十八歳未満である者

四 第四条第一項第五号の二の規定による空気銃の所持の許可を受けた者

2 (略)

(消音器等の所持の制限)

第十条の七 第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者は、許可に係る猟銃又は空気銃に取り付けて使用することができる政令で定める消音器、弾倉又は替え銃身を所持してはならない。

(許可の取消し及び仮領置)

第十一条 (略)

2 5 11 (略)

12 第八条第九項及び第十項の規定は、第八項又は第九項の規定により仮領置した銃砲等又は刀剣類について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した日」とあるのは「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第十一条第十項」と読み替えるものとする。

第十一条の二 (略)

2 5 (略)

6 第八条第九項及び第十項の規定は、第一項から第三項までの規定により仮領置した拳銃部品について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した日」とあるのは「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第十一条の二第四項」と読み替えるものとする。

(準空気銃の所持の禁止)

第二十一条の三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、準空気銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であつて空気銃に該当しないもののうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人を傷害し得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）を所持してはならない。

一 四 (略)

2 (略)

(刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止)

第二十二條 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。ただし、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが八センチメートル以下の若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この

限りでない。

(銃砲刀剣類等の一時保管等)

第二十四条の二 (略)

257 (略)

8 第八条第九項及び第十項の規定は、前項の銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃については準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合においては、当該仮領置した銃砲等又は刀剣類」とあるのは、「第二十四条の二第七項の銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃」と読み替えるものとする。

9511 (略)

(提出を命じた銃砲等又は刀剣類の売却等)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 第八条第九項及び第十項の規定は、第一項の規定により提出された銃砲等又は刀剣類について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合においては、当該仮領置した銃砲等又は刀剣類」とあるのは、「第二十七条第一項の規定により提出された銃砲等又は刀剣類」と読み替えるものとする。

第三十一条 第三条の十三の規定に違反したとき(第三十一条の十一第一項第三号に該当する場合を除く。)は、当該違反行為をした者は、無期又は三年以上の有期懲役に処する。

2 前項の違反行為(拳銃等の発射に係るものに限る。次項において同じ。)が、団体(共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織(指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下この項及び第三十一条の三第三項において同じ。)により反復して行われるものをいう。以下この条において同じ。)の活動(団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。第三十一条の三第三項において同じ。)として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千

万円以下の罰金に処する。

3 団体に不正権益（団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきものをいう。以下この項において同じ。）を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、第一項の違反行為をした者も、前項と同様とする。

第三十一条の二 第三条の四の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、三年以上の有期懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第三十一条の三 第三条第一項の規定に違反して拳銃等を所持し、又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的で同項の規定に違反して銃砲等（拳銃等を除く。以下この項、第三十一条の五及び第三十一条の六において同じ。）を所持したときは、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。この場合において、当該拳銃等及び銃砲等の合計数が二以上であるときは、一年以上十五年以下の懲役に処する。

2 前項の違反行為をした者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以上の有期懲役に処する。

一 当該違反行為に係る装薬銃砲を、当該装薬銃砲に適合する実包又は当該装薬銃砲に適合する金属性弾丸及び火薬と共に携帯し、運搬し、又は保管したとき。

二 当該違反行為に係る空気銃を、当該空気銃に適合する金属性弾丸と共に携帯し、運搬し、又は保管したとき。

三 当該違反行為に係るクロスボウを、当該クロスボウに適合する矢と共に携帯し、運搬し、又は保管したとき。

3 次の各号に掲げる規定の違反行為（拳銃等の所持に係るものに限る。次項において同じ。）が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、当該各号に定める刑に処する。

一 第一項前段 一年以上十五年以下の懲役又は一年以上十五年以下の懲役及び七百万円以下の罰金

二 第一項後段 一年以上の有期懲役又は一年以上の有期懲役及び七百万円以下の罰金

三 前項（第一号に係る部分に限る。） 五年以上の有期懲役又は五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金

4 第三十一条第三項に規定する目的で、前項各号に掲げる規定の違反行為をした者も、同項と同様とする。

第三十一条の四 第三条の七又は第三条の十の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処す

る。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の有期懲役又は三年以上の有期懲役及び一千万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第三十一条の六 偽りの方法により拳銃等又は銃砲等の所持について第四條又は第六條の規定による許可を受けたとき（銃砲等の所持について許可を受けた場合にあつては、人の生命、身体又は財産を害する目的で当該銃砲等を所持するために許可を受けたときに限る。）は、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の七 第三條の六の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、十年以下の懲役又は十年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第三十一条の八 第三條の三第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の九 第三條の九又は第三條の十二の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役又は七年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第三十一条の十一 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定に違反して猟銃を所持したとき（第三十一条の三第一項に該当する場合を除く。）。

二 第三條の五の規定に違反したとき。

三 第三條の十三の規定に違反したとき（次に掲げる場合に限る。）。

イ 狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するために猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを発射した場合

ロ 人命救助、動物麻酔又は特定銃砲使用産業の用途に供するために、それぞれ、救命索発射銃若しくは救命用信号銃、麻酔

銃又は第四條第一項第二号の政令で定める銃砲のうち当該特定銃砲使用産業の用途に供するものとして政令で定めるものを

発射した場合

ハ 動物麻酔又は特定クロスボウ使用産業の用途に供するためにクロスボウを発射した場合

四 偽りの方法により猟銃の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けたとき（第三十一条の六に該当する場合を除く。）。

2 前項第二号の未遂罪は、罰する。

3 第十条第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して拳銃等又は猟銃を発射した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の十二 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をしたときは、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第三十一条の十三 情を知つて第三十一条の二第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、艦船又は航空機（以下この条において「資金等」という。）を提供したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、当該資金等に係る同条第一項又は第二項の罪が実行に着手される前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

○ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄）

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。

二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

2
14 (略)

○ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）（抄）

（欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律その他国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがある行為の規制に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 七 (略)

（認定）

第二十一条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者（特定取扱機関を除く。）は、申請により、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律その他国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがある行為の規制に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 七 (略)

二 (略)

○ 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（抄）

（産業の用途に供するため必要な銃砲）

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第四条第一項第二号の政令で定める銃砲は、鋳さい破砕銃とする。
（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）

第三条 法第四条第一項第四号の政令で定める運動競技会は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 オリンピック競技大会
- 二 アジア競技大会
- 三 近代五種競技世界選手権大会
- 四 世界射撃選手権大会
- 五 アジア射撃競技選手権大会

2 (略)

(指導用空気銃の所持が許可される運動競技会)

第五条 法第四条第一項第五号の二の政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運動競技会とする。

一 (略)

二 空気拳銃を所持しようとする者 第三条第一項各号のいずれかに掲げる運動競技会

(空気銃の所持が許可される十八歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等)

第七条 法第五条第一項第一号の政令で定める運動競技会は、第三条第一項各号のいずれかに掲げるものとする。

2 (略)

(銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気)

第八条 法第五条第一項第三号の政令で定める病気は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)

三・四 (略)

(銃砲等の構造又は機能の基準)

第九条 (略)

2 法第四条第一項第一号の猟銃又は空気銃に係る法第五条第三項の政令で定める基準は、前項に定めるもののほか、その構造又は機能が次に掲げる要件に適合することとする。

一 (略)

二 構造の一部として内閣府令で定める数以上の実包又は金属性弾丸を充填することができる弾倉がないこと。

三 口径が内閣府令で定める長さを超えないこと。

四 銃身長及び銃の全長が内閣府令で定める長さを超えること。

五 (略)

(指導用空気拳銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等)

第十六条 法第五条の二第六項の政令で定める運動競技会は、第三条第一項各号のいずれかに掲げるものとする。

2 (略)

(技能検定)

第二十条 都道府県公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、法第五条の四第一項に規定する技能検定（以下この条において「技能検定」という。）を受けようとする者に対し、あらかじめ技能検定の実施の日時、場所その他技能検定について必要な事項を通知するものとする。ただし、その者の申請を却下する場合は、この限りでない。

2 技能検定は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

科	目	事	項
猟銃の操作		<ul style="list-style-type: none"> 一 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い 二 猟銃の点検 三 実包の装てん及び拔出しその他実包の取扱い 四 射撃の姿勢及び動作 	
猟銃の射撃		<ul style="list-style-type: none"> 一 散弾銃による場合にあつては、飛しようする標的に対する射撃 二 ライフル銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃 	

3・4 (略)

(技能講習)

第二十一条 都道府県公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、法第五条の五第一項に規定する講習（以下「技能講習」という。）を受けることができる者に対し、あらかじめ技能講習の実施の日時、場所その他技能講習について必要な事項を通知するものとする。

2 技能講習は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

科	目	事	項
猟銃の操作		<ul style="list-style-type: none"> 一・二 (略) 三 実包の装てん及び拔出しその他実包の取扱い 四 (略) 	

(略)

3 (略)

(銃砲等、刀剣類、拳銃部品又は準空気銃の売却)

第二十五条 法第八条第九項（法第八条の二第四項、第九条の八第五項、第九条の十二第四項、第十一条第十二項、第十一条の二第六項、第二十四条の二第八項及び第二十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による銃砲等、刀剣類、拳銃部品（法第三条の二第一項の拳銃部品をいう。第三十三条において同じ。）又は準空気銃（法第二十一条の三第一項の準空気銃をいう。第三十八条において同じ。）の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に要する経費が入札の価格を超えるると認められる場合その他競争入札に付することが不相当であると認められる場合は、随意契約により売却することができる。

(射撃教習)

第二十六条 法第九条の五第一項に規定する射撃教習（以下この条において「射撃教習」という。）は、第二十条第二項の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

25 (略)

(年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等)

第二十八条 法第九条の十三第一項の政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運動競技会とする。

一 (略)

二 空気拳銃を所持しようとする者 第三条第一項各号のいずれかに掲げる運動競技会

2 (略)

(政令で定める有害鳥獣駆除)

第三十二条 法第十条第二項第一号の政令で定める有害鳥獣駆除は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項の規定による許可に係る鳥獣の管理の目的とする鳥獣の捕獲等以外のものとする。

(保管の委託を要しない場合等)

第三十三条 法第十条の五第一項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合とす

る。

一 法第十条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者 次のいずれかに該当する場合

イ 当該許可に係る空気銃又は拳銃（当該拳銃に係る拳銃部品又は当該拳銃に適合する拳銃実包（法第三条の三第一項に規定する拳銃実包をいう。以下この号において同じ。）を含む。）を用いて、運動競技会の射撃競技に参加し、又はこれに参加するため指定射撃場において射撃の練習をする場合

ロ イに掲げるもののほか、当該許可に係る空気銃又は拳銃（当該拳銃に係る拳銃部品を含む。）の修理を委託する場合、当該許可に係る空気銃又は拳銃（当該拳銃に係る拳銃部品又は当該拳銃に適合する拳銃実包を含む。）の保管を委託する相手方を変更する場合その他保管の委託をしないことについて正当な理由がある場合

二 (略)

2 法第十条の五第一項の政令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一・二 (略)

(所持を制限される消音器等)

第三十四条 法第十条の七の政令で定める消音器、弾倉又は替え銃身は、それぞれ次に掲げるものとする。

一 (略)

二 弾倉にあつては、着脱弾倉で、第九条第二項第二号の内閣府令で定める数以上の実包又は金属性弾丸を充てんすることができるもの

三 替え銃身にあつては、猟銃に取り付けて使用することができるもので、次のいずれかに該当するもの

イ 口径が第九条第二項第三号の内閣府令で定める長さを超えるもの

ロ 銃身長が第九条第二項第四号の内閣府令で定める長さ以下のもの

(刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物で携帯が禁止されないもの)

第三十七条 法第二十二條ただし書の政令で定める種類又は形状の刃物は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 折りたたみ式のナイフであつて、刃体の幅が一・五センチメートルを、刃体の厚みが〇・二五センチメートルをそれぞれこえず、かつ、開刃した刃体をさやに固定させる装置を有しないもの

三 法第二十二條の内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが八センチメートル以下のくだものナイフであつて、刃体の厚みが〇・一五センチメートルをこえず、かつ、刃体の先端部が丸みを帯びているもの

四 法第二十二條の内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが七センチメートル以下の切出しであつて、刃体の幅が二センチメートルを、刃体の厚みが〇・二センチメートルをそれぞれこえないもの

(一時保管した銃砲刀剣類等で返還することができないものの所有権の帰属の区分)

第三十八條 法第二十四條の二第十項の政令で定める区分は、次の表のとおりとする。

銃 砲 刀 剣 類 等 の 区 分	帰 属 先
次項に掲げる銃砲刀剣類等以外の銃砲等、刀剣類又は準空気銃	国
(略)	

○ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令(平成二十九年政令第二百八十二号) (抄)

(法第五条第一号及び第二十一條第三項第一号イの政令で定める法律)

第三條 法第五条第一号及び第二十一條第三項第一号イの政令で定める法律は、別表第二に掲げる法律とする。

別表第二(第三條関係)

一〇十四 (略)

十五 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。第三十一條から第三十一條の四まで、第三十一條の六から第三十一條の九まで及び第三十一條の十一から第三十一條の十三までの規定に限る。)

十六〇三十六 (略)